

History

キラリを再発見

武田信玄に命じられて出された朱印状

白羽神社の社宝となっている武田家朱印状。朱印状は3通あり、甲斐の武田氏がこの地を治めようとして発給した文書です。

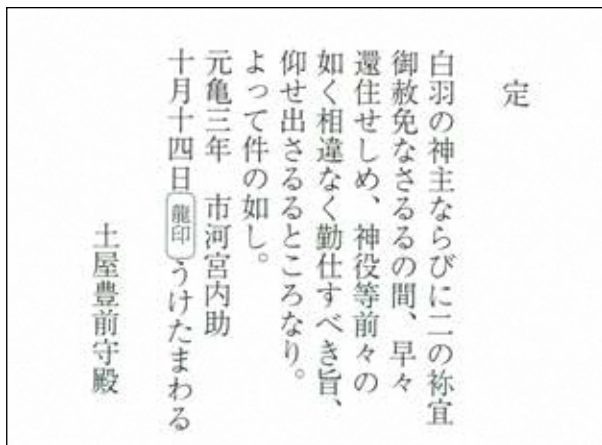
今回紹介するのは「信玄印判状」です。武田信玄が駿河国へ進攻を開始してから5年目の元龜3年(1572年)10月14日、武田家が奉行職の市河宮内助に命じて土屋豊前守貞綱へ出させたものです。

信玄は元龜3年(1572年)10月3日、甲府を出発し、伊那谷、天竜川沿いに下って遠江に侵入しました。信玄の勢いに徳川家康の領地であった白羽の神主ならびに二の禰宜は、白羽神社を一時離れて退きました。しかし「これまでの逃亡生活は許すので早く白羽神社に帰り住んで、白羽神社の祭祀などを従前のように執り行うべきである」と、信玄が命じます。それを受け、市河宮内助が信玄の意を体してぜひそうしてほしいと、この地を治める武田水軍の将である土屋豊前守貞綱に伝えた重要な文書です。

照 会 社会教育課 ☎0537-8735



信玄印判状【元龜3年(1572年)】



「信玄印判状」書き下し文

御前崎市指定有形文化財 武田家朱印状

Atomic

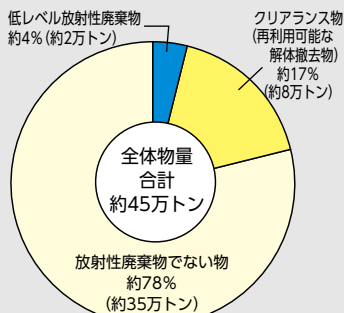
暮らしと原子力

1、2号機の廃止措置における
解体撤去物について

浜岡原子力発電所1、2号機の解体工事により約45万トンの撤去物が発生します。その96％は「放射性廃棄物でない廃棄物」と「放射性廃棄物として扱う必要がない廃棄物（クリアランス物）」で、残りの4％が「低レベル放射性廃棄物」になります。

低レベル放射性廃棄物は、含まれる放射性物質の種類や放射能レベルなどによって、放射能レベルが比較的高い廃棄物（L1）、比較的低い廃棄物（L2）、極めて低い廃棄物（L3）の3つに分けられ、処分する地中の深さや処分方法などそれぞれ異なります。これらの廃棄物を解体撤去するには、事前に残存する放射性物質を化学薬品で除去・除染し、作業員の被ばく低減や低レベル放射性廃棄物の低減を図る必要があります。

放射性廃棄物でない廃棄物は、ビルの解体撤去工事で出る解体撤去物と同様に廃棄や再利用が可能です。2019年3月末時点までに約2800トンの撤去されています。クリアランス物は、放射性物質による汚染がきわめてわずかで、国の認可・確認を得て、一般の物品として再利用または処分することができます。市では、この解体廃棄物への市民理解がさらに深まると中部電力㈱に求めていきます。次回は、「クリアランス制度」について詳しく紹介します。



▲廃止措置で発生する解体撤去物の割合